

町田市立小中学校外国語指導助手（A L T）派遣契約仕様書

本仕様書の記載内容が契約書と相違するときは、本仕様書の記載内容を優先して適用する。

1 本仕様書の目的

本仕様書は、町田市を甲とし、派遣元事業者を乙として、甲の外国語指導助手（以下、「A L T」という。）派遣契約の内容及び実施方法等に関し、その細目を定めるものとする。

乙は、本仕様書に定められた内容のほか、本仕様書の有効期間中に付帯する全てのA L T派遣個別契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保、及び、派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「派遣法」という。）に基づき、本派遣契約を実施しなければならない。

2 本契約の目的

本契約は、「えいごのまちだ」事業の一環として、A L Tを小中学校に派遣し、児童・生徒に授業時間だけでなく多様な状況下で、外国語や外国文化に触れる機会を提供することで、児童・生徒が外国語で自身の思考や感情を伝達する楽しさ、喜び、達成感等を経験し、コミュニケーション能力や国際教育の理解を涵養することを目的とする。

3 契約期間及び派遣期間

（１）契約期間：契約締結日から２０３０年３月３１日まで

（２）派遣期間：２０２７年４月１日から２０３０年３月３１日まで

4 派遣日程・派遣時間等

（１）派遣日程

２０２７年４月１日から２０３０年３月３１日までの学校開業日とする。

ただし、甲、乙が企画し、学校開業日以外に実施する国際交流行事等においてA L Tの派遣が必要となる場合には業務を行うものとする。また、その他特別な事由が生じた場合は、甲、乙協議の上、調整及び変更できるものとする。

（２）派遣時間

午前８時から午後５時までの間の派遣先が指定する時間で、１日あたりの実労働時間は６時間１０分とする。

（３）休憩時間

１日あたり少なくとも４５分の休憩時間を設ける。

（４）派遣先

町田市立小中学校及び町田市が指定する場所

2027年度：町田市立小学校全校（39校）、町田市立中学校全校（20校）
2028年度：町田市立小学校全校（38校）、町田市立中学校全校（19校）
2029年度：町田市立小学校全校（39校）、町田市立中学校全校（20校）
※ 2027年度・2028年度については、上記の他、山崎中学校分教室ゆめのき

（5）派遣人数

1校につき、1人のALTを派遣すること。なお、業務に支障のない範囲で、1人のALTを複数校に派遣することを妨げない。

各派遣先のALTは、派遣期間を通じて同一人であることを原則とする。

（6）派遣日の振替

乙は、当日予定したALTによる業務を実施できないときは、原則として代替ALTを配置する。代替ALTの配置に当たっては、町田市専属の代替要員を2名事前に確保しておくこと。やむを得ず派遣日程を変更する場合は、乙と派遣先とで調整し、契約期間中の別日に実施する。あらかじめ各学期に実施予備日を設定し、各学期内に完了できるように努めること。

派遣先の都合により就業日を変更したい場合は、派遣先は当初就業する予定であった日の3日前（土・日・祝日を除く）までに乙に通知する。振替日は、乙と派遣先との協議により決定する。

5 派遣元の責務

（1）法令の遵守

労働基準法、派遣法、その他労働関係法規を遵守すること。

（2）個人情報等の取り扱い

別紙「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守すること。

（3）適格者の派遣

要件を満たすALTを派遣すること。また、派遣期間中は、同一の学校へ同一のALTを継続して派遣するよう努めること。ALTの緊急帰国等のやむを得ない事由や勤務態度が優れない等の事由により、ALTの変更が必要な場合には、派遣先の校長の意向を尊重し、速やかに人員補充できる体制を構築しておくこと。

（4）ALTの管理

派遣法により乙に義務付けられている諸手続きを行うこと。ALTが本事業の目的を理解し、派遣先での規律及び施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置を講ずること。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども

性暴力防止法」という。)に基づく必要な措置を講ずること。また、甲が同法に基づき必要な措置を講じる際には、これに従うこと。

(5) 就業場所の情報提供

A L Tに対し、派遣開始初日までに派遣先の所在地や通勤方法の確認と伝達を行う等、勤務に必要な就業場所に関する情報提供を行うこと。

(6) 責任者の選任

A L Tを管理・統率するための責任者を定めること。責任者は、乙において十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(7) コーディネーターの選任

A L Tの日々の勤務を適正に管理するため、町田市担当コーディネーターを選任すること。また、その条件及び業務内容は以下のとおりとする。

- ① 乙において、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。
- ② スケジュール変更や勤怠連絡、授業外活動の相談やA L Tへの要望・苦情・緊急時対応が生じた場合、甲、派遣先、A L Tと連絡・調整を行い、必要に応じて改善を図ること。
- ③ A L Tが予定した勤務日当日に疾病や事故等の不測の事態で遅刻、早退又は欠席する場合、必ず勤務開始時刻までに学校に連絡し、その後、速やかに甲へ報告すること。また、その際の対応については、派遣先と協議し、速やかに対処すること。なお、原則、代替A L Tの派遣で対応すること。
- ④ 派遣先の都合により勤務日程を変更する場合や、天災等により学校が臨時休業となった場合には、甲又は派遣先からコーディネーターに連絡することとし、コーディネーターからA L Tにその旨を連絡すること。また、その際の対応については、甲、乙及び派遣先の協議により決定することとする。
- ⑤ その他甲が必要と認めた内容について、甲、派遣先、A L Tと連絡・調整を行い、必要に応じて改善を図ること。

(8) 苦情処理担当者の選任

A L Tからの派遣就業に関する苦情の申出を受ける苦情処理担当者を選任すること。苦情処理担当者には、乙において、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(9) 研修の実施

乙は、A L Tに対して以下の研修を実施すること。なお、研修の実施内容について、事前に甲の了承を得ること。研修 1 日あたりの実施時間数は3時間程度とする。ただし、内容により延長・短縮は可とする。

- ① 派遣前にA L Tに対する事前研修を6日（春季研修5日、町田市専門研修1日）実施す

ること。日本の学校及び教育事情、外国と日本との文化や生活習慣の違いとその対応方法等を十分理解させること。外国語活動等に関する指導方法、教材の作成方法、効果的なチーム・ティーチングのための留意点等、実践的な指導力を身に付けさせること。また、町田市専門研修では「えいごのまちだ」事業や町田市小学校英語カリキュラム（１・２年生向け）、小学校外国語活動教材、使用教科書、町田市中学校外国語（英語）スタートカリキュラムについて扱うこと。

- ② A L T の指導力の維持・向上を図り、業務を適正かつ効率的に行うことができるよう、配置後研修（定例研修年間１１日、長期休業期間研修年間２日）を行うこと。特に、「えいごのまちだ」事業の取組を理解し、実践できる指導力を身に付けさせること。
- ③ 教員と日本語でのコミュニケーションが取れるよう、学校で使用する日本語について研修を行うこと。
- ④ 甲や派遣先の要望を把握し、定例研修の内容に反映させるよう努めること。
- ⑤ その他、乙が行った研修について実施内容について甲に報告するとともに、甲が求める内容について研修を行うよう努めること。また甲が指定する者の助言を受けること。

（１０）A L T の交代

A L T が指揮命令に従わない場合や要件に該当しない場合、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認手続に速やかに対応しない場合、同法に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると甲が認めた場合、及び甲や派遣先からA L T の業務改善又は交代の要請があった場合は、乙は速やかに要請に応えうる相当の措置を図ること。欠員が生じた場合は速やかに後任A L T を派遣すること。後任A L T が決定するまでは代替講師を派遣し、授業に影響がないよう努めること。後任A L T が決定した際には配置前研修や、引き継ぎ研修を行うこと。

（１１）その他

乙は、次に示す各号について、実施することとする。

- ① 国際理解教育、英語教育に関する提案及び支援、レッスンの企画を行うこと。
- ② 教科書を遵守し、授業において使用する教材作成、教材研究に係る支援を行うこと。
- ③ 教科書を遵守し、指導案、指導方法に対する支援を行うこと。
- ④ 毎年４月に実施している英語担当者とA L T の打合せ（顔合わせ等）に、原則全員A L T を出席させること。
- ⑤ 国際交流イベント「イングリッシュフェスタ」（以下、「フェスタ」という。）を小学校及び中学校で実施すること。
- （ア）フェスタ実施計画書を事前に提出し、甲の承認を受けること。
- （イ）フェスタは、児童・生徒が学習段階に応じて、A L T と英語でコミュニケーションをとりながら、異文化に触れることを目的とする。
- （ウ）小学校において実施するフェスタは、フェスタまでに児童が学んできた英語を試

す機会の場として位置づけ、児童が「使う英語」の楽しさを実感することを重視する。第6学年の児童を対象とし、原則として、全ての小学校において実施する。実施校における実施回数は、年度当たり、1校1回（1日）以上とする。

- (エ) 中学校において実施するフェスタは、中学校における英語学習の成果を生かすことを重視する。第2学年の生徒を対象とし、年度あたり20校を上限とする甲が指定する中学校において実施する。実施校における実施回数は、年度当たり、1校1回（1日）以上とする。
- (オ) フェスタ実施後、児童・生徒向けにアンケートを実施すること。
- (カ) 年度末毎に、フェスタ実施報告書（実施日程・アンケート集計結果等）を甲に提出すること。
- ⑥ 甲や派遣先などと調整を行い、ALTを活用した国際交流などの甲の取組を、ホームページや新聞等のメディアに広報すること。
- ⑦ 乙は、学習指導要領の評価観点に沿ったコミュニケーション力を測定するスピーキングテストの評価方法等の技術情報を甲に提供すること。
- ⑧ 派遣先の各校への巡回訪問を年3回以上、電話ヒアリングを年3回以上、学校アンケートを年2回以上行い、ALTの勤務状況や学校からの要望を把握し、毎月実施する定例会で甲に報告すること。
- ⑨ 授業観察を年2回以上行い、ALTの勤務状況を把握、管理すること。
- ⑩ ALTを派遣する人数及び日程について、派遣先ごとの年間計画を作成し、連絡調整及び変更を行うこと。
- ⑪ 支払いに係る月毎の実績報告書を作成すること。支払に掛かる報告書の作成については別途協議する。
- ⑫ その他、甲が必要であると認め、かつ、乙が合意し、書面にて定めた業務を行うこと。

6 ALTの業務内容

- (1) 英語の実践的なコミュニケーション能力を養うため、英語指導を行う。
- (2) 担当教員等との英会話の実演を行う。
- (3) 教科書を遵守し、授業において使用する教材作成、教材研究に係る支援を行う。
- (4) 授業以外の活動において、児童・生徒とのコミュニケーションの機会の創出や積極性を引き出すための方策を提案し、実施する。
- (5) 休み時間、給食、掃除や文化祭、体育祭等、学校行事及びクラブ活動における児童・生徒との交流や英語指導を行う。
- (6) 小学校第5学年で実施するスノーピーミュージアムの校外学習に同行し、児童への英語指導（英語での質疑等）を行う。

7 指導対象学級及び指導時間数

- (1) 指導対象学級

派遣先の学級（通常の学級及び特別支援学級）

（2）年間指導時間数

区分	学年	1 学級あたり
小学校	1・2 学年	3 時間
	3・4 学年	2 4 時間
	5・6 学年	4 0 時間
中学校	全学年共通	2 0 時間

※ ただし、学校内における配置時間の運用については、校長が変更できるものとする。
なお、対象となる学級数については別に定める。

8 A L T の要件

派遣される A L T は、次に掲げるすべての要件を備えた者とする。ただし、A L T の急な退職時の補充等のため、甲の了承を得た上で一時的に派遣する者を除く。

- （1）英語を母語とする者、又は該当授業言語での 1 2 年間以上の教育を受け、かつ、学士号以上の学位を有する者。
- （2）日本語能力検定 N 4（旧 3 級）相当の能力を有し、日本語でのコミュニケーションや打ち合わせができる者。
- （3）日本の教育環境を十分に理解し、積極的に児童等と交流し、熱意をもって指導にあたることのできる者。
- （4）法令及び就業場所の規則を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- （5）健康診断（結核等の感染症の有無の検査も含む。）を受診し、その結果、健康に異常が無く、かつ、心身共に健康で、業務に専念することのできる者。
- （6）外国籍の A L T にあつては、業務の実施にあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を取得している者。
- （7）派遣期間中、継続して同じ学校に勤務することのできる者。
- （8）甲に対して、こども性暴力防止法に関する次の事項について、誓約する者。
 - ①法第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと
 - ②誓約の日以降、特定性犯罪事実該当者に該当するに至った場合は、甲に直ちに報告すること
 - ③法第 4 条に基づき甲が実施する犯罪事実確認に同意するとともに、必要書類の提出等、確認手続きに速やかに対応すること（当該手続に要する費用について、甲は負担しないものとし、A L T 本人又は乙の負担（負担の帰属は乙の判断による）とする）

9 派遣先責任者及び派遣先指揮命令者、苦情処理担当者

- （1）本事業における派遣先責任者は、派遣先の校長とする。派遣先は、乙に対して A L T との調整を求めることができる。
- （2）本事業における派遣先指揮命令者は、派遣先の校長又は副校長とする。ただし、学級担

任及び教科担当教諭が代理で指揮する場合がある。派遣先は、ALTに対して従事すべき業務に関する必要な指揮命令を行う。

(3) 本事業における派遣先苦情処理担当者は、学校教育部指導課にて選任する。ただし、当該業務に関する苦情の情報や処理状況は、乙も把握しておくこと。

(4) 乙は本事業における派遣元苦情処理担当者を選任する。

10 ALTからの苦情への対応

(1) 乙において派遣元苦情処理担当者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者に連絡することとし、同人が中心となって、誠意をもって対応する。派遣先において派遣先責任者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先苦情処理担当者に連絡するものとし、同人が中心となって、誠意をもって対応する。

(2) 苦情に対しては、乙及び派遣先が連携して、誠意をもって適切かつ迅速に対応するものとする。

11 安全衛生

派遣先及び乙は、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守し、ALTの作業環境を保持することに努める。

乙は、ALTの入居手続きや公共交通機関の案内などの生活支援を行うとともに、健康保険・厚生年金保険・雇用保険等、労働時間、雇用契約期間に応じて必要な保険に加入させること。また、は健康診断を実施するなど、ALTの健康管理を適切に行うこと。

12 支払方法

本契約は、別紙「単価表兼推定総額計算書」に基づく推定総額の単価契約とする。

(1) ALTの通勤・移動に要する交通費は、派遣料金に含むものとする。

(2) 支払いは1か月単位とする。

(3) 乙は、2027年4月分から2030年3月分まで、派遣実績を毎月末日で締め、派遣料金を計算し、市の定める手続きに従い翌月初日以降に書面をもって市に請求する。ただし、3月分については、3月末日までに請求するものとする。

(4) 前項により市に請求する派遣料金は、1か月の総額に消費税分を乗じた額とする。なお、契約期間中に消費税の税率改定が施行された場合は、施行日以降の総額に変更後の税率を乗じて得た額を請求することとする。

(5) 派遣料金に消費税を乗じた際に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 甲は、各月の業務完了を確認した後、請求が適正であると認めた場合、速やかに代金を支払うものとする。

13 損害賠償

乙は、ALTの故意又は過失により、児童や教員をはじめとする学校関係者、甲、あるいは第三者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。ただし、甲の責めに帰すべ

き事項については、その限りではない。

1 4 権利の帰属

- (1) 本派遣契約に基づき、派遣労働者が派遣期間中に得た成果、並びに業務の実施に当たって発生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同様とする。）その他の知的財産権（以下、これらを併せて「成果物の知的財産権等」という。）についての一切の権利は、甲に帰属するものとする。
- (2) 前項にかかわらず、成果物の知的財産権等のうち、乙のコピーライトが付された資料・教材等（指導案や研修教材、動画教材等をいうが、これらに限られない）に係るすべての著作権、その他一切の知的財産権は、乙に留保されるものとする。
- (3) 甲は、成果物（乙が権利を留保したものを含む。）を甲の内部に限り、目的の範囲内において自由に使用することができる。
- (4) 本条の定めは、本派遣契約期間が終了してもなお、有効であるものとする。

1 5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、甲と乙とで協議の上、定めるものとする。
- (2) 乙は、契約期間の満了または解約等により、本派遣契約を乙以外の事業者を引き継ぐ必要が生じたときには、引継ぎが円滑に実施できるよう協力しなければならない。
- (3) 天変地異その他不可抗力が発生した場合に、学校側が授業を実施出来ない等、A L T が業務を行うことができない場合には、乙はその日の代金を請求できないものとする。ただし、甲及び乙は、授業の振替調整等を行うよう努めることとする。